

盛岡市・玉山村合併協議会について

平成 17 年 8 月 29 日
市 長 公 室

盛岡市・玉山村合併協議会については、8月8日に第8回協議会を開催し、廃置分合に係る手続きの報告等を行いましたので、その内容を説明するものです。

○ 第8回協議会について

- 1 廃置分合に係る手続きについて
- 2 平成 17 年度盛岡市・玉山村合併協議会予算について
- 3 合併準備の全体スケジュールについて
- 4 事務事業の調整結果について
- 5 合併移行準備経費について
- 6 合併記念式典等について

1 廃置分合に係る手続きについて

第7回合併協議会以降の経緯

年月日	事項
平成17年 3月 12日	第7回合併協議会を開催
同日	合併協定書に調印
3月 15日	2市村の議会で合併関連5議案を可決
3月 24日	県知事へ合併申請
7月 4日	県議会で可決
同日	県知事の決定
7月 5日	県知事が総務大臣へ届出
7月 21日	廃置分合に係る総務大臣告示
8月 8日	第8回合併協議会を開催

新盛岡市の発足 平成18年1月10日(火)

平成17年7月21日 木曜日 官 報

○総務省告示第八百三十号

市村の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定により、岩手郡玉山村を廃し、その区域を盛岡市に編入する旨、岩手県知事から届出があつたので、同條第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年一月十日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年七月二十一日

総務大臣 麻生 太郎

2 平成17年度盛岡市・玉山村合併協議会予算について

(歳入)

(単位：千円)

区 分	現計予算額	説 明	
1 負担金	450	盛岡市 玉山村	225,000円 225,000円
2 諸収入	1	雑入	
3 繰越金	17	繰越金	
歳入合計	468		

(歳出)

(単位：千円)

区 分	現計予算額	説 明	
1 運営費	468	委員報酬 会議用お茶代 会議資料等送料	440,000円 17,920円 9,680円
歳出合計	468		

「もりおか暮らしの便利帳」及び「ガイドブック」について

県の地域活性化事業調整費を活用し、盛岡市・玉山村合併協議会事業として、次のとおり実施する。

区分	もりおか暮らしの便利帳	ガイドブック 「合併に伴う住所変更手続き」
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市では、「もりおか暮らしの便利帳」を隔年発行し、市政の仕組みや窓口などを紹介している。 ・平成18年1月の玉山村との合併により、合併後の窓口サービスや各種手続きに変更が生じる。 ・そのため、新しく盛岡市民となる玉山村民が、盛岡市民として必要な行政情報を得て、合併後に支障なく市民生活を営むことができるように、各種の届出や制度などを掲載した「もりおか暮らしの便利帳」を作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・玉山村では、盛岡市との合併により住所表示が変更となる。 (例：岩手郡玉山村大字渋民字泉田 ⇒ 盛岡市玉山区渋民字泉田) ・住所表示の変更により、市民生活に支障をきたすことが懸念される。 ・そのため、住所表示の変更に係る手続き方法などについて、わかりやすくまとめた「ガイドブック」を作成し、合併に伴う玉山村民の不安などを解消する。
作成主体	盛岡市広聴広報課	玉山村総合政策室
配付対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①玉山村全世帯 ②盛岡市への転入者 ③希望者 	玉山村全世帯
配付時期	合併前を予定	合併前を予定

3 合併準備の全体スケジュール

項目	平成17年									平成18年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
合併の法手続き				県議会の議決・知事処分(7/4) 知事が国への届け出(7/5)	総務大臣告示(7/21)						1月10日 新市発足	
合併移行準備経費	調書作成・ヒアリング・調整等		議会	調書作成・ヒアリング・調整等		議会	調書作成・ヒアリング・調整等		議会			
予算関係							要求書作成	ヒアリング・調整・集計等			議決	
								玉山村未執行分・補正予算編成作業			1月9日打ち切り決算、新市で監査・決算認定	
組織の整備	事務分掌・組織・定数の検討、調整											
電算システムの統合	プログラム作成、データ移行、テスト											
事務事業調整	専門部会で各事務事業の協議・調整 合同会議で専門部会での調整結果を確認											

4 事務事業の調整結果について

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容															
25-9 保健事業	相談・教室	<p>○現況</p> <p>・盛岡市</p> <p>①母子手帳交付・妊婦健康相談 毎日、本庁、都南総合支所 窓口2か所で交付 市指定の妊娠届出書による申請 面接相談員は保健師</p> <p>②母親教室 3日間コース 12回 1日コース 6回(土、日)</p> <p>③育児教室 30回</p> <p>④育児相談 140回 子育て相談として定例相談の外地区活動として実施</p> <p>⑤周産期保健相談(ママの安心テレホン) 助産師・保健師による電話相談</p> <p>⑥子育てサークル支援 随時</p> <p>・玉山村</p> <p>①母子手帳交付・妊婦健康相談 医療機関からの証明書により随時相談・交付 面接相談員は保健師</p> <p>②パパママ教室 年3回</p> <p>③子育て学級 年4回(健診終了後に行う)</p> <p>④育児相談 随時</p> <p>⑤周産期保健相談(一) 事業実施なし</p> <p>⑥幼児教室(遊びの広場) 月1回</p>	<p>(協定内容) 「合併時は現行どおりとし、合併翌年度に再編する。」</p> <p>【①母子手帳・妊婦健康相談】 ・母子手帳交付・相談体制は現行どおり ・H18.1月盛岡市の妊娠届出様式に統一</p> <p>【②母親教室】 玉山村は少人数のため盛岡市に統合する。</p> <p>【③育児教室・子育て学級】 健診体制の統一を図るまで現行どおり</p> <p>【④育児相談】 現行どおり</p> <p>【⑤周産期保健相談(ママの安心テレホン)】 盛岡市の体制に統合する。</p> <p>【⑥子育てサークル支援・幼児教室】 現行どおり</p>															
25-24 都市整備事業	緑化推進	<p>○現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金交付要綱等に基づくもの</td> <td>生けがき設置費補助 まちの木・通りの木設置費補助 フラワーバスケット設置費補助 地域緑化花苗支援</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>市・村が事務局である団体によるもの</td> <td>盛岡市公園愛護会による花苗支援 盛岡市グリーンバンク 盛岡環境緑化まつり</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>自治会等の主催によるもの</td> <td>該当なし</td> <td>花いっぱいコンクール(玉山村自治会連絡協議会)</td> </tr> <tr> <td>住民による害虫駆除等への支援</td> <td>アメリカシロヒトリ等防除事業(防除用薬剤・器材の貸し出し)</td> <td>該当なし</td> </tr> </tbody> </table>	区分	盛岡市	玉山村	補助金交付要綱等に基づくもの	生けがき設置費補助 まちの木・通りの木設置費補助 フラワーバスケット設置費補助 地域緑化花苗支援	該当なし	市・村が事務局である団体によるもの	盛岡市公園愛護会による花苗支援 盛岡市グリーンバンク 盛岡環境緑化まつり	該当なし	自治会等の主催によるもの	該当なし	花いっぱいコンクール(玉山村自治会連絡協議会)	住民による害虫駆除等への支援	アメリカシロヒトリ等防除事業(防除用薬剤・器材の貸し出し)	該当なし	<p>(協定内容) 「緑化推進については、合併時に再編する」</p> <p>・盛岡市の既存の補助制度や支援制度は、継続する。(対象地域は合併後の市全域となる。)</p> <p>・公園愛護会については、合併後5年を目途に、盛岡市の例により統合を図る。</p>
区分	盛岡市	玉山村																
補助金交付要綱等に基づくもの	生けがき設置費補助 まちの木・通りの木設置費補助 フラワーバスケット設置費補助 地域緑化花苗支援	該当なし																
市・村が事務局である団体によるもの	盛岡市公園愛護会による花苗支援 盛岡市グリーンバンク 盛岡環境緑化まつり	該当なし																
自治会等の主催によるもの	該当なし	花いっぱいコンクール(玉山村自治会連絡協議会)																
住民による害虫駆除等への支援	アメリカシロヒトリ等防除事業(防除用薬剤・器材の貸し出し)	該当なし																

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容																		
25-30 社会教育事業	中央公民館	<p>○現況</p> <table border="1" data-bbox="665 346 1645 594"> <thead> <tr> <th></th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td>盛岡市中央公民館(太田分館あり)</td> <td>玉山村中央公民館</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>盛岡市愛宕町14番1号</td> <td>玉山村洪民字鶴塚55番地</td> </tr> <tr> <td>管理形態</td> <td>直営</td> <td>直営</td> </tr> <tr> <td>館長</td> <td>正職員</td> <td>正職員(社会教育課長兼務)</td> </tr> <tr> <td>職員数 *館長を除く</td> <td>職員21人 分館1人 *うち非常勤12人</td> <td>職員6人 *うち姫神ホール2人、図書館2人 他に地区館担当2人</td> </tr> </tbody> </table>		盛岡市	玉山村	施設名	盛岡市中央公民館(太田分館あり)	玉山村中央公民館	所在地	盛岡市愛宕町14番1号	玉山村洪民字鶴塚55番地	管理形態	直営	直営	館長	正職員	正職員(社会教育課長兼務)	職員数 *館長を除く	職員21人 分館1人 *うち非常勤12人	職員6人 *うち姫神ホール2人、図書館2人 他に地区館担当2人	<p>(協定内容) 「中央公民館については、盛岡市の中央公民館を中央公民館とし、他の館は名称を変える。」</p> <p>玉山村の中央公民館は盛岡市の区公民館に位置づけ、「盛岡市洪民公民館」に名称変更する。</p>
	盛岡市	玉山村																			
施設名	盛岡市中央公民館(太田分館あり)	玉山村中央公民館																			
所在地	盛岡市愛宕町14番1号	玉山村洪民字鶴塚55番地																			
管理形態	直営	直営																			
館長	正職員	正職員(社会教育課長兼務)																			
職員数 *館長を除く	職員21人 分館1人 *うち非常勤12人	職員6人 *うち姫神ホール2人、図書館2人 他に地区館担当2人																			
	盛岡市総合計画の見直しについて	<p>○ 現況</p> <p>盛岡市 盛岡市総合計画～共に創る元気なまち県都盛岡～ 計画期間:平成17年度～平成26年度</p> <p>玉山村 玉山村総合計画 目標年次:平成22年 前期基本計画:平成13年度～平成17年度</p> <p>新市建設計画 計画期間:平成18年度～平成27年度</p>	平成18年3月の「基本構想」の変更議決を目的に事務を採り進める。																		
	辺地総合整備計画について	<p>○ 現況</p> <table border="1" data-bbox="621 978 1683 1229"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>辺地総合整備計画</td> <td>なし</td> <td>あり(当初策定)</td> </tr> <tr> <td>現計画期間</td> <td></td> <td>平成13年度～平成17年度</td> </tr> <tr> <td>対象区域(人口 面積)</td> <td></td> <td> 姫神辺地 (人口149人 面積15.3km²) 前田高木辺地 (人口 75人 面積11.0km²) 玉山辺地 (人口287人 面積12.4km²) 上日戸辺地 (人口312人 面積8.3km²) 釘の平辺地 (人口312人 面積8.0km²) 藪川辺地 (人口343人 面積139.3km²) </td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 「辺地総合整備計画」については、議会の議決及び総務大臣への提出が法定されている。</p>	区分	盛岡市	玉山村	辺地総合整備計画	なし	あり(当初策定)	現計画期間		平成13年度～平成17年度	対象区域(人口 面積)		姫神辺地 (人口149人 面積15.3km ²) 前田高木辺地 (人口 75人 面積11.0km ²) 玉山辺地 (人口287人 面積12.4km ²) 上日戸辺地 (人口312人 面積8.3km ²) 釘の平辺地 (人口312人 面積8.0km ²) 藪川辺地 (人口343人 面積139.3km ²)	平成18年度以後の辺地総合整備計画については、平成17年12月までの間、両市村が協議の上、計画を策定し、平成18年3月市議会で議決を得る。						
区分	盛岡市	玉山村																			
辺地総合整備計画	なし	あり(当初策定)																			
現計画期間		平成13年度～平成17年度																			
対象区域(人口 面積)		姫神辺地 (人口149人 面積15.3km ²) 前田高木辺地 (人口 75人 面積11.0km ²) 玉山辺地 (人口287人 面積12.4km ²) 上日戸辺地 (人口312人 面積8.3km ²) 釘の平辺地 (人口312人 面積8.0km ²) 藪川辺地 (人口343人 面積139.3km ²)																			

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容																								
25-4 広聴広報事業について	広報紙について	<p>○現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称</td> <td>広報もりおか</td> <td>広報たまやま</td> </tr> <tr> <td>発行回数</td> <td>毎月2回(1日と15日)</td> <td>毎月1回(第1水曜日)</td> </tr> <tr> <td>判</td> <td>変形タブロイド判</td> <td>A4判</td> </tr> <tr> <td>発行部数</td> <td>132,700部(H17.5.1現在)</td> <td>4,500部</td> </tr> <tr> <td>編集方法</td> <td>DTPシステム</td> <td>DTPシステム</td> </tr> <tr> <td>配布方法</td> <td>地区担当員による全戸配布</td> <td>行政連絡員による全戸配布</td> </tr> <tr> <td>地区担当員・行政連絡員への配布</td> <td>地区数 381 配布日 年間配布計画表によって月2回配布(広報紙発行日の2日前までに配布) 配布方法 委託(遠隔地の6地区は郵送)</td> <td>39 第1水曜日(広報紙は配布しないが、第3水曜日にも配布) 直営</td> </tr> </tbody> </table>	区分	盛岡市	玉山村	名称	広報もりおか	広報たまやま	発行回数	毎月2回(1日と15日)	毎月1回(第1水曜日)	判	変形タブロイド判	A4判	発行部数	132,700部(H17.5.1現在)	4,500部	編集方法	DTPシステム	DTPシステム	配布方法	地区担当員による全戸配布	行政連絡員による全戸配布	地区担当員・行政連絡員への配布	地区数 381 配布日 年間配布計画表によって月2回配布(広報紙発行日の2日前までに配布) 配布方法 委託(遠隔地の6地区は郵送)	39 第1水曜日(広報紙は配布しないが、第3水曜日にも配布) 直営	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時に盛岡市の例により統合する。 ・玉山村地区へは1月15日号から配布する。 ・玉山村地区の各世帯への配布は行政連絡員に依頼し、配布日等の変更については事前に周知する。 ・行政連絡員への配布は、17年度中は直営で行い、18年度からは委託に変える。 ・当分の間、紙面に玉山村地区のコーナーを設ける。また、合併に伴う情報量の増大には増ページで対応する。 ・広報たまやまの発行は1月号までとする。
区分	盛岡市	玉山村																									
名称	広報もりおか	広報たまやま																									
発行回数	毎月2回(1日と15日)	毎月1回(第1水曜日)																									
判	変形タブロイド判	A4判																									
発行部数	132,700部(H17.5.1現在)	4,500部																									
編集方法	DTPシステム	DTPシステム																									
配布方法	地区担当員による全戸配布	行政連絡員による全戸配布																									
地区担当員・行政連絡員への配布	地区数 381 配布日 年間配布計画表によって月2回配布(広報紙発行日の2日前までに配布) 配布方法 委託(遠隔地の6地区は郵送)	39 第1水曜日(広報紙は配布しないが、第3水曜日にも配布) 直営																									
15 使用料、手数料等の取扱い	税務証明手数料	<p>○ 資産証明手数料について、証明書1枚ごとに300円に再編現行</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>盛岡市手数料条例及び現行証明交付内容</th> <th>玉山村手数料条例及び現行証明交付内容</th> <th>相違点</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1件(土地については1筆、家屋については1棟を1件)につき300円 ・現行システムでは、1枚の様式につき最大5筆3棟の物件が証明可能 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・1件(証明書1枚を1件とする。)につき200円 ・現行システムでは、1枚の様式に最大11筆6棟の物件が証明可能 </td> <td> 証明用紙1枚ごと300円に再編だが、盛岡の証明発行システムに統一されると、一枚に最大でも5筆3棟までとなり、現行玉山村の様式(最大11筆6棟/枚)より少ない内容となる。 </td> </tr> </tbody> </table>	盛岡市手数料条例及び現行証明交付内容	玉山村手数料条例及び現行証明交付内容	相違点	<ul style="list-style-type: none"> ・1件(土地については1筆、家屋については1棟を1件)につき300円 ・現行システムでは、1枚の様式につき最大5筆3棟の物件が証明可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1件(証明書1枚を1件とする。)につき200円 ・現行システムでは、1枚の様式に最大11筆6棟の物件が証明可能 	証明用紙1枚ごと300円に再編だが、盛岡の証明発行システムに統一されると、一枚に最大でも5筆3棟までとなり、現行玉山村の様式(最大11筆6棟/枚)より少ない内容となる。	<p>証明書1枚(5筆3棟まで)につき300円とする。ただし、玉山村地区の資産を含む場合は経過措置として合併年度及びこれに続く5年度は10筆6棟までを300円とし、これを超える場合は1枚(5筆3棟まで)ごとに300円を加算するものとする。</p>																		
盛岡市手数料条例及び現行証明交付内容	玉山村手数料条例及び現行証明交付内容	相違点																									
<ul style="list-style-type: none"> ・1件(土地については1筆、家屋については1棟を1件)につき300円 ・現行システムでは、1枚の様式につき最大5筆3棟の物件が証明可能 	<ul style="list-style-type: none"> ・1件(証明書1枚を1件とする。)につき200円 ・現行システムでは、1枚の様式に最大11筆6棟の物件が証明可能 	証明用紙1枚ごと300円に再編だが、盛岡の証明発行システムに統一されると、一枚に最大でも5筆3棟までとなり、現行玉山村の様式(最大11筆6棟/枚)より少ない内容となる。																									

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容																																																																																																							
23 行政区の取扱い	行政連絡員	<p>○現況</p> <p>地区担当員(盛岡市)……381人 (1) 広報もりおかその他広報に関する文書の配布及び掲示に関する事項 (2) 社会福祉に関する協力事項 (3) その他委員会の委託に関する事項</p> <p>行政連絡員(玉山村)……39人 (1) 広報紙を配付すること (2) 選挙公報及び入場券、選挙関係チラシ等配付すること (3) 村、県民税申告書を配付すること (4) 健康診断、各種予防接種並びに検診の周知をすること (5) 納税相談の周知に関すること (6) 家畜伝染病予防の接種及び検診の周知をすること (7) 日赤募金の募集に協力すること (8) 社会を明るくする運動募金に協力すること (9) その他村長が行政運営上必要と認める事項の周知、伝達を行うこと</p>	<p>・合併時に行政連絡員を地区担当員に統合し、現地区担当員の業務内容とする。</p> <p>・合併後、玉山村地区の地区担当員については、現地区担当員の任期である平成19年3月31日までの委嘱を新たに行う。</p> <p>・業務を円滑に推進するため、合併前の平成17年12月までに玉山村地区の地区担当員を対象にした業務説明会を開催する。</p>																																																																																																							
15 使用料、手数料等の取扱い	火葬場・斎場	<p>○現況</p> <table border="1" data-bbox="621 838 1678 1279"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th colspan="4">盛岡市</th> <th colspan="4">玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>名称(設置者)</td> <td colspan="4">盛岡市火葬場(盛岡市)</td> <td colspan="4">岩手・玉山斎場「浄霊苑」(岩手・玉山環境組合)</td> </tr> <tr> <td>運営主体</td> <td colspan="4">同上(直営)</td> <td colspan="4">同上(直営)</td> </tr> <tr> <td>運営体制</td> <td colspan="4">職員(1)、非常勤(8) 計9人</td> <td colspan="4">臨時職員(2) 計2人</td> </tr> <tr> <td>休業日</td> <td colspan="4">1月1日、1月2日、12月31日、日曜日(1月3日、12月30日、第2・第4日曜日除く)、市長が認めた日</td> <td colspan="4">1月1日、1月2日、友引の日</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">使用料</td> <td>区分</td> <td>市民</td> <td>市民以外</td> <td>摘要</td> <td>区分</td> <td>管内</td> <td>管外</td> <td>摘要</td> </tr> <tr> <td>13歳以上</td> <td>無料</td> <td>20,000円</td> <td></td> <td>15歳以上</td> <td>無料</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>13歳未満</td> <td>無料</td> <td>15,000円</td> <td></td> <td>15歳未満</td> <td>無料</td> <td>20,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>死産</td> <td>無料</td> <td>10,000円</td> <td></td> <td>死産</td> <td>無料</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>改葬</td> <td>無料</td> <td>3,000円</td> <td>3kg毎</td> <td>改葬</td> <td>無料</td> <td>30,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>3,000円</td> <td>3,000円</td> <td>3kg毎</td> <td>その他</td> <td>無料</td> <td>10,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td colspan="4"> ・火葬予約は盛岡市役所(市民登録課、本庁宿日直)で受け付け ・使用料の納付取扱先は盛岡市役所(市民登録課、各支所) </td> <td colspan="4"> ・火葬予約は岩手町役場(住民生活課、本庁宿日直)で受け付け ・使用料の納付取扱先は岩手町役場(会計課) </td> </tr> </tbody> </table>	区分	盛岡市				玉山村				名称(設置者)	盛岡市火葬場(盛岡市)				岩手・玉山斎場「浄霊苑」(岩手・玉山環境組合)				運営主体	同上(直営)				同上(直営)				運営体制	職員(1)、非常勤(8) 計9人				臨時職員(2) 計2人				休業日	1月1日、1月2日、12月31日、日曜日(1月3日、12月30日、第2・第4日曜日除く)、市長が認めた日				1月1日、1月2日、友引の日				使用料	区分	市民	市民以外	摘要	区分	管内	管外	摘要	13歳以上	無料	20,000円		15歳以上	無料	30,000円		13歳未満	無料	15,000円		15歳未満	無料	20,000円		死産	無料	10,000円		死産	無料	10,000円		改葬	無料	3,000円	3kg毎	改葬	無料	30,000円		その他	3,000円	3,000円	3kg毎	その他	無料	10,000円		その他	・火葬予約は盛岡市役所(市民登録課、本庁宿日直)で受け付け ・使用料の納付取扱先は盛岡市役所(市民登録課、各支所)				・火葬予約は岩手町役場(住民生活課、本庁宿日直)で受け付け ・使用料の納付取扱先は岩手町役場(会計課)				<p>・現行どおりとする。</p> <p>・盛岡市火葬場使用料区分の市民には、合併以降は玉山村地区の住民を含む。</p> <p>・岩手・玉山斎場「浄霊苑」使用料区分の管内は、合併以降は玉山村地区の住民を対象とし、玉山村地区の住民以外の市民は管外として取り扱う。</p>
区分	盛岡市				玉山村																																																																																																					
名称(設置者)	盛岡市火葬場(盛岡市)				岩手・玉山斎場「浄霊苑」(岩手・玉山環境組合)																																																																																																					
運営主体	同上(直営)				同上(直営)																																																																																																					
運営体制	職員(1)、非常勤(8) 計9人				臨時職員(2) 計2人																																																																																																					
休業日	1月1日、1月2日、12月31日、日曜日(1月3日、12月30日、第2・第4日曜日除く)、市長が認めた日				1月1日、1月2日、友引の日																																																																																																					
使用料	区分	市民	市民以外	摘要	区分	管内	管外	摘要																																																																																																		
	13歳以上	無料	20,000円		15歳以上	無料	30,000円																																																																																																			
	13歳未満	無料	15,000円		15歳未満	無料	20,000円																																																																																																			
	死産	無料	10,000円		死産	無料	10,000円																																																																																																			
	改葬	無料	3,000円	3kg毎	改葬	無料	30,000円																																																																																																			
その他	3,000円	3,000円	3kg毎	その他	無料	10,000円																																																																																																				
その他	・火葬予約は盛岡市役所(市民登録課、本庁宿日直)で受け付け ・使用料の納付取扱先は盛岡市役所(市民登録課、各支所)				・火葬予約は岩手町役場(住民生活課、本庁宿日直)で受け付け ・使用料の納付取扱先は岩手町役場(会計課)																																																																																																					

合併準備事務調整表

合併協定項目	区 分	市村の現況	調整内容
17 補助金、交付金等の取扱い	資源集団回収事業報奨金	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市 <ul style="list-style-type: none"> ごみ減量推進のため資源集団回収を行う実施団体に対する報奨金交付 <ul style="list-style-type: none"> ・年間3回以上実施する団体が対象 ・実施1回につき 500円(5,000円限度) ・回収量1kgにつき4.5円(平成17年度) 16年度 39,236千円(501団体) <ul style="list-style-type: none"> ・玉山村 <ul style="list-style-type: none"> 資源集団回収を行う団体に対する奨励補助 <ul style="list-style-type: none"> ・年間1回以上実施する団体が対象 ・団体基本額:1団体 5,000円 ・売却額の30%相当額 16年度 491千円(46団体) 	<p>①合併時に盛岡市の例により統合する。</p> <p>②玉山村においては、平成17年12月31日をもって事業を打ち切る。</p> <p>③玉山村地区の交付要件(実施回数)は、合併時は現行どおりとし、3年目に盛岡市の制度に合わせる。</p>
16 公共的団体等の取扱い	きれいなまち推進協議会	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・盛岡市 <ul style="list-style-type: none"> ・きれいなまち推進員390名(任期3年) ・26地区に地区長を置く (きれいなまち推進員の主な職務) <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積場所の指定に係る連絡調整及び管理の指導に関すること ・ごみ減量活動の推進に関すること (きれいなまち推進協議会) <ul style="list-style-type: none"> ・平成7年度に協議会を設置し、会員の職務の円滑な遂行を確保するとともにきれいなまち推進事業の進展に寄与することを目的とする。 ・会議、研修等を実施 <ul style="list-style-type: none"> ・玉山村 <ul style="list-style-type: none"> 制度なし 行政区(39地区:約4200世帯) 玉山村自治会連絡協議会(3地区) <ul style="list-style-type: none"> ・巻堀地区(18地区:約1,900世帯) ・渋民地区(13地区:約1,700世帯) ・玉山・藪川地区(8地区:約600世帯) 	<ul style="list-style-type: none"> ・合併時は現行どおりとし、合併翌年度から盛岡市の例により再編する。 ・合併翌年度から玉山村地区内の39行政区(自治会)に各1人のきれいなまち推進員を置く。 ・玉山村地区の3地区に地区長を置く。

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容																														
25-19 環境対策事業	不法投棄対策	<p>○現況</p> <ul style="list-style-type: none"> 盛岡市 <ul style="list-style-type: none"> 廃棄物不法投棄監視員(10名周辺地区通年監視) 庁内不法投棄監視ネットワーク ポストネット業務に不法投棄の情報提供が含まれる。 玉山村 <ul style="list-style-type: none"> 郵便局と不法投棄の情報提供についての覚書取り交わし <p>玉山村自治会連絡協議会(3地区) ・巻堀地区(18地区:約1,900世帯) ・渋民地区(13地区:約1,700世帯) ・玉山・藪川地区(8地区:約600世帯)</p>	合併時は現行どおりとし、合併翌年度から玉山村地区の3地区(巻堀、渋民、玉山・藪川)に廃棄物不法投棄監視員4人を置く。																														
	IGRいわて銀河鉄道通学定期補助	<p>(現況)</p> <p>IGRの通学定期利用者に対して、村単独で補助している。盛岡市では実施していない。補助額は平成17年4月からの通学定期運賃上昇額の2分の1</p>	玉山村地区においては、合併後も継続することとし、現在の盛岡市の区域においては適用しない。																														
25-24 都市整備事業	区画整理	<p>組合・個人施行(補助制度等)</p> <p>○現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施行済</td> <td>14地区101.22ha</td> <td>該当なし</td> </tr> <tr> <td>施行中</td> <td>4地区72.42ha</td> <td>1地区28.0ha</td> </tr> <tr> <td>施行予定</td> <td>1地区27.2ha</td> <td>2地区渋民駅北(10.42ha)、野中地区(12.59ha)</td> </tr> <tr> <td>職員の派遣</td> <td>なし</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>固定資産税の軽減</td> <td>市税条例第63条による減免措置あり</td> <td>減免措置なし</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助要件</td> <td>① 用途地域内</td> <td rowspan="4">村及び組合との土地区画整理事業補助金交付契約書による</td> </tr> <tr> <td>② 5ha以上</td> </tr> <tr> <td>③ 幅員9m以上</td> </tr> <tr> <td>④ 公共用地面積22%以上</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">補助額</td> <td>・設立許可前までの調査費の1/3</td> <td rowspan="4"> ・事業費総額から基本事業費(国等の補助)及び保留地処分金を差し引いた残額 ・この他上記以外の補助は、協定書による </td> </tr> <tr> <td>・道路築造費の幅員6m分を減じた額以内</td> </tr> <tr> <td>・都市計画道路土地取得費の幅員6m分を除いた1/2以内の額</td> </tr> <tr> <td>・都市計画道路築造費の1/2以内の額</td> </tr> </tbody> </table>		盛岡市	玉山村	施行済	14地区101.22ha	該当なし	施行中	4地区72.42ha	1地区28.0ha	施行予定	1地区27.2ha	2地区渋民駅北(10.42ha)、野中地区(12.59ha)	職員の派遣	なし	なし	固定資産税の軽減	市税条例第63条による減免措置あり	減免措置なし	補助要件	① 用途地域内	村及び組合との土地区画整理事業補助金交付契約書による	② 5ha以上	③ 幅員9m以上	④ 公共用地面積22%以上	補助額	・設立許可前までの調査費の1/3	・事業費総額から基本事業費(国等の補助)及び保留地処分金を差し引いた残額 ・この他上記以外の補助は、協定書による	・道路築造費の幅員6m分を減じた額以内	・都市計画道路土地取得費の幅員6m分を除いた1/2以内の額	・都市計画道路築造費の1/2以内の額	<ul style="list-style-type: none"> 補助制度は、合併後5年をめぐりに再編する。ただし、市及び村において現在施工中の地区については現制度を継続する。 現在施工中地区の固定資産税の減免は、終了まで現行制度を適用する。 施行予定地区の固定資産税の減免は、合併後5年をめぐりに再編する。
	盛岡市	玉山村																															
施行済	14地区101.22ha	該当なし																															
施行中	4地区72.42ha	1地区28.0ha																															
施行予定	1地区27.2ha	2地区渋民駅北(10.42ha)、野中地区(12.59ha)																															
職員の派遣	なし	なし																															
固定資産税の軽減	市税条例第63条による減免措置あり	減免措置なし																															
補助要件	① 用途地域内	村及び組合との土地区画整理事業補助金交付契約書による																															
	② 5ha以上																																
	③ 幅員9m以上																																
	④ 公共用地面積22%以上																																
補助額	・設立許可前までの調査費の1/3	・事業費総額から基本事業費(国等の補助)及び保留地処分金を差し引いた残額 ・この他上記以外の補助は、協定書による																															
	・道路築造費の幅員6m分を減じた額以内																																
	・都市計画道路土地取得費の幅員6m分を除いた1/2以内の額																																
	・都市計画道路築造費の1/2以内の額																																

合併準備事務調整表

合併協定項目	区分	市村の現況	調整内容																								
25-30 社会教育事業	成人式	<p>○現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開催日</td> <td>成人の日</td> <td>原則として8月15日</td> </tr> <tr> <td>会場</td> <td>盛岡市アイスアリーナ</td> <td>姫神ホール</td> </tr> <tr> <td>対象者</td> <td>開催日の属する年度に20歳になる市民(実家が盛岡市内にある場合を含む)</td> <td>開催日の属する年度の前年度に20歳になった村民(村内中学校卒業生を含む)</td> </tr> <tr> <td>案内方法</td> <td>住所が市内にある場合は対象者に案内状を送付</td> <td>住所が村内にある場合は対象者に案内状を送付(往復はがきで出欠確認)</td> </tr> <tr> <td>出席者</td> <td>H16で2,500名</td> <td>H16で133人(対象225人)</td> </tr> <tr> <td>実施形態</td> <td>成人のつどい実行委員会と共催</td> <td>成人式実行委員会と共催</td> </tr> <tr> <td>H17予算</td> <td>3,431千円</td> <td>590千円</td> </tr> </tbody> </table>		盛岡市	玉山村	開催日	成人の日	原則として8月15日	会場	盛岡市アイスアリーナ	姫神ホール	対象者	開催日の属する年度に20歳になる市民(実家が盛岡市内にある場合を含む)	開催日の属する年度の前年度に20歳になった村民(村内中学校卒業生を含む)	案内方法	住所が市内にある場合は対象者に案内状を送付	住所が村内にある場合は対象者に案内状を送付(往復はがきで出欠確認)	出席者	H16で2,500名	H16で133人(対象225人)	実施形態	成人のつどい実行委員会と共催	成人式実行委員会と共催	H17予算	3,431千円	590千円	<ul style="list-style-type: none"> 平成18年度から盛岡市の例により統合する。 玉山村は、平成17年度に8月14日と1月3日の2回開催し、合併前に盛岡市のサイクルに合わせる。
	盛岡市	玉山村																									
開催日	成人の日	原則として8月15日																									
会場	盛岡市アイスアリーナ	姫神ホール																									
対象者	開催日の属する年度に20歳になる市民(実家が盛岡市内にある場合を含む)	開催日の属する年度の前年度に20歳になった村民(村内中学校卒業生を含む)																									
案内方法	住所が市内にある場合は対象者に案内状を送付	住所が村内にある場合は対象者に案内状を送付(往復はがきで出欠確認)																									
出席者	H16で2,500名	H16で133人(対象225人)																									
実施形態	成人のつどい実行委員会と共催	成人式実行委員会と共催																									
H17予算	3,431千円	590千円																									
25-30 社会教育事業	図書館	<p>○現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>盛岡市</th> <th>玉山村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設数</td> <td>2館(市立図書館、都南図書館) 他に、地区活動センター図書室 4 地域文庫 10</td> <td>玉山村立図書館</td> </tr> <tr> <td>管理形態</td> <td>直営</td> <td>直営</td> </tr> <tr> <td>館長</td> <td>正職員</td> <td>正職員</td> </tr> <tr> <td>職員数</td> <td>市立19人 都南16人</td> <td>公民館職員6人 うち図書館担当2人 (職員1, 図書奉仕員1)</td> </tr> <tr> <td>蔵書数</td> <td>474,628</td> <td>60,351</td> </tr> </tbody> </table>		盛岡市	玉山村	施設数	2館(市立図書館、都南図書館) 他に、地区活動センター図書室 4 地域文庫 10	玉山村立図書館	管理形態	直営	直営	館長	正職員	正職員	職員数	市立19人 都南16人	公民館職員6人 うち図書館担当2人 (職員1, 図書奉仕員1)	蔵書数	474,628	60,351	<ul style="list-style-type: none"> 玉山村の村立図書館は「盛岡市市民図書館」に名称変更する。 						
	盛岡市	玉山村																									
施設数	2館(市立図書館、都南図書館) 他に、地区活動センター図書室 4 地域文庫 10	玉山村立図書館																									
管理形態	直営	直営																									
館長	正職員	正職員																									
職員数	市立19人 都南16人	公民館職員6人 うち図書館担当2人 (職員1, 図書奉仕員1)																									
蔵書数	474,628	60,351																									
25-30 社会教育事業	歴史民俗資料館	<p>○現況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(盛岡市)</th> <th>(玉山村)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>館職員数</td> <td>・非常勤館長1名、非常勤指導員1名</td> <td>・館長1名(社会教育課長兼務)</td> </tr> <tr> <td>館運営委員</td> <td>・定数5名以内(現員:3名 報酬:年額22,900円)</td> <td>・運営委員会 定数5名以内(報酬:無) (文化財保護審議会委員と兼務)</td> </tr> <tr> <td>入館料</td> <td>・無料</td> <td>・無料</td> </tr> <tr> <td>設置年月日</td> <td>・昭和54年8月1日</td> <td>・昭和52年4月1日</td> </tr> <tr> <td>入館者数(H15年度)</td> <td>・1,905名</td> <td>・15名</td> </tr> </tbody> </table>		(盛岡市)	(玉山村)	館職員数	・非常勤館長1名、非常勤指導員1名	・館長1名(社会教育課長兼務)	館運営委員	・定数5名以内(現員:3名 報酬:年額22,900円)	・運営委員会 定数5名以内(報酬:無) (文化財保護審議会委員と兼務)	入館料	・無料	・無料	設置年月日	・昭和54年8月1日	・昭和52年4月1日	入館者数(H15年度)	・1,905名	・15名	<ul style="list-style-type: none"> 名称を「盛岡市玉山歴史民俗資料館」とし、管理運営は現行のまま、盛岡市に引き継ぐ。 						
	(盛岡市)	(玉山村)																									
館職員数	・非常勤館長1名、非常勤指導員1名	・館長1名(社会教育課長兼務)																									
館運営委員	・定数5名以内(現員:3名 報酬:年額22,900円)	・運営委員会 定数5名以内(報酬:無) (文化財保護審議会委員と兼務)																									
入館料	・無料	・無料																									
設置年月日	・昭和54年8月1日	・昭和52年4月1日																									
入館者数(H15年度)	・1,905名	・15名																									

5 合併移行準備経費について

No.	項目	内容
1	施設改修	議場・委員会室改修など
2	施設看板等	観光案内板, 施設表示変更
3	職員徽章・名札等	議員徽章, 職員徽章
4	市旗	玉山区域内庁舎・学校等で使用する市旗
5	校旗, 校章旗, 消防団旗	消防団分団旗, 校旗など
6	公用車の表示	公用車表示変更
7	印刷物(封筒, 諸用紙等)	各種封筒, 証明書用紙, 管内図, 都市計画図など
8	印刷物(パンフレット等)	暮らしの便利帳, 合併ガイドブック, 観光ガイドブックなど
9	その他	合併記念式典・記念誌, 消防団制服など

6 合併記念式典等について

(1) 合併記念式典の概要（案）

- ① 名 称 盛岡市・玉山村合併記念式典
- ② 趣 旨 平成 18 年 1 月 10 日に盛岡市と玉山村が合併し、新県都の創造に向けて新たな一歩を踏み出すことを祝し、記念式典を挙げるものである。
- ③ 日 時 平成 18 年 1 月 10 日（火） 午後 3 時

(2) 合併記念祝賀会の概要（案）

- ① 名 称 盛岡市・玉山村合併記念祝賀会
- ② 日 時 平成 18 年 1 月 10 日（火） 午後 5 時